

別表 2 (第 4 条関係)

補助対象経費	間接補助対象事業者が設備の設置に要した経費に対し、補助事業者が補助するために要する経費。		
補助率	1 / 4 以内		
補助基準額	家庭用エネルギー管理システム		1 万円
	家庭用燃料電池システム		10 万円
	定置用リチウムイオン蓄電システム		40 万円
	電気自動車等充給電設備		5 万円
	太陽熱利用システム	自然循環型	1 万 6 千円
		強制循環型	4 万 8 千円
	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、定置用リチウムイオン蓄電システム）		(1) 戸建住宅 4 6 万 2 千 8 百円 (2) 集合住宅 5 4 万 2 千円
	一体的導入（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、電気自動車等充給電設備）		(1) 戸建住宅 1 1 万 2 千 8 百円 (2) 集合住宅 1 9 万 2 千円
	一体的導入【ZEH】（住宅用太陽光発電施設、家庭用エネルギー管理システム、高性能外皮等）		1 6 万 2 千 8 百円
補助金の額	設備 1 基につき、次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額（百円未満切り捨て）を選定し、選定した額の合計を補助金の額とする。 (1) 補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 補助基準額に補助率を乗じて得た額 前記のほか、補助対象経費が 1 5 万円以上の定置用リチウムイオン蓄電システム（以下「加算対象」という。）がある場合は、加算対象 1 基につき、次の(1)と(2)とを比較して少ない方の額（百円未満切り捨て）を選定し、選定した額の合計を補助金の額に加算するものとする。 (1) 加算対象の補助対象経費に補助率を乗じて得た額 (2) 加算上限額 1 0 万円		